

# 第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 8 月 20 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市安濃庁舎 2 階 会議室 1・2

出席部会委員 2 太田<sup>おおた</sup> 義政<sup>よしまさ</sup>・3 森<sup>もり</sup> 恒利<sup>つねとし</sup>・5 青木<sup>あおき</sup> 正司<sup>しょうじ</sup>・6 赤塚<sup>あかつか</sup> 薫<sup>かおる</sup>  
7 伊藤<sup>いとう</sup> 征一<sup>せいいち</sup>・9 大田<sup>おおた</sup> 武士<sup>たけし</sup>・10 奥山<sup>おくやま</sup> 勘五郎<sup>かんのごろう</sup>・13 丹羽<sup>にわ</sup> 芳久<sup>よしひさ</sup>  
14 前田<sup>まえだ</sup> 紀男<sup>のりお</sup>・15 杉谷<sup>すぎたに</sup> 正美<sup>まさみ</sup>・16 田中<sup>たなか</sup> 茂人<sup>しげと</sup>・22 中林<sup>なかばやし</sup> 長一<sup>ちやういち</sup>  
23 平井<sup>ひらい</sup> 秀次<sup>ひでつぐ</sup>・43 後藤<sup>ごとう</sup> 勝<sup>かつ</sup>

以上 14 名

欠席委員 1 池田<sup>いけだ</sup> 長義<sup>ながよし</sup>・48 前川<sup>まえかわ</sup> 正次<sup>まさつぐ</sup>・20 中川<sup>なかがわ</sup> 文博<sup>ふみひろ</sup>

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：小林主幹 安濃：北角担当主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 2 太田<sup>おおた</sup> 義政<sup>よしまさ</sup>・22 中林<sup>なかばやし</sup> 長一<sup>ちやういち</sup>

## 事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 7 号 農業生産法人の定期報告について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)  
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)  
議案第 7 号 非農地証明願について  
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて（別冊）

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第8回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は 池田 委員、前川委員、中川委員の3名、出席は14名でございます。 それでは、議事録署名者を私のほうからご指名をさせていただきます。 2番 太田委員、22番 中林委員、よろしく願いいたします。 それでは、まず初めに、会長専決等の報告事項に入り、1から7号まで事務局から一括して報告をしてください。お願いをいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から3で、合計で件数は3件、合計面積は18,076㎡、この内訳は、田が8,753㎡、畑が9,323㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 2ページから7ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から12で、7ページになりますが、合計で件数は12件、面積は68,839.2㎡で、その内訳は田が59,785.61㎡、畑が9,053.59㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 8ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、一般個人住宅用地 番号2、長屋住宅用地、番号3、駐車場用地、番号4、一般個人住宅用地、番号5、倉庫用地の5件で、合計面積は2,411㎡、このうち田は182㎡、畑は2,229㎡でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1及び番号2、一般個人住宅用地、番号3、一般個人住宅用地及び駐車場用地、番号4、太陽光発電施設用地、 以上、件数は4件で、合計面積は2,476㎡、この内訳は田が1,581㎡、畑が895㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1、駐車場用地の1件で、合計面積は田で1,414㎡でございます。</p>

11ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1及び番号2で、一般個人住宅用地2件で、合計面積は畑で710㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第7号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、(株) \_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で86.5haの1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

どうもご苦労さんでした。

ただいま事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたしますを申します。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区櫛形、受人 \_\_\_\_\_、面積6,765㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積1,148㎡ 申請地分部大谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積247㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、面積30,356㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積24,102.34㎡ 申請地高茶屋小森町向山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積337㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区黒田、受人 \_\_\_\_\_、面積12,816.61㎡ 渡人 \_\_\_\_\_外1名、面積9,887.06㎡ 申請地河芸町南黒田八ノ坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積122㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は3件、合計面積は、畑で706㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

	1 番、楕形。
森委員	3 番、森です。この案件は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。特に問題はございません。以上です。
議 長	2 番、高茶屋。
奥山委員	1 0 番、奥山です。事務局の説明どおりに間違いないと思います。どうぞよろしく。
議 長	3 番、黒田。
丹羽委員	1 3 番、丹羽ですけれども、これは4号議案の3番とも関連しますが、 4 9 9 m <sup>2</sup> に家を立て、残地の1 2 2 m <sup>2</sup> を農地利用します。譲受人も農家で、問題ないと思いますのでよろしく許可をお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	1 4 ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区高野尾、受人 _____、面積2 1, 8 3 6 m <sup>2</sup> 、渡人 _____、面積1 1, 3 3 4 m <sup>2</sup> 申請地高野尾町大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2 0 0 m <sup>2</sup> です。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人と3 0 年間の賃貸借契約を締結し、営農を拡大するものです。 件数はこの1件で、この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。 1 番、高野尾。
赤塚委員	6 番、赤塚です。この案件は、開発するところの側道近くの田2 0 0 m <sup>2</sup> でござ

ざいまして、何の問題もございませんのでよろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区黒田、申請者 \_\_\_\_\_、申請地河芸町南黒田下沖 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積198㎡です。

これにつきましては、昭和55年1月ごろから申請地は山林化しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区椋本、申請者 \_\_\_\_\_、申請地芸濃町椋本東豊久野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,340㎡外1筆 合計面積1,401㎡。

これにつきましては、申請地を共同住宅用地及び公衆用道路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は、畑で1,599㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、黒田。

丹羽委員 13番、丹羽ですけれども、山林化し、道も無く入っていけない状況で、植林をしたいということで、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 2番、椋本。

杉谷委員 15番、<sup>すぎたに</sup>杉谷。田中委員の担当ですけれども、欠席されておりますので、代わりに発言します。事務局の説明のとおりでございまして、隣には建物が建っており、何も問題はありませぬのでよろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがな

ものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区白塚、受人（株）\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_\_、成年後見人\_\_\_\_\_、申請地 白塚町浜新田\_\_\_\_\_、台帳地目田、現況地目 雑種地、面積579㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は498.58㎡、転用面積の86%になります。

なお申請地は、平成7年ごろから駐車場として無断転用されており、この件に対しての始末書が渡人から提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区神戸、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地神戸西垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積307㎡外2筆 合計面積1,655㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は664.2㎡、転用面積の40%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区黒田、受人 \_\_\_\_\_、使用借人\_\_\_\_\_外1名、渡人\_\_\_\_\_外1名、申請地河芸町南黒田八ノ坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区黒田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地河芸町浜田西垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積109㎡外3筆 合計面積1,291㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は407.4㎡で、不整形地のため転用面積の32%になるとのことです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

号5、地区明、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地芸濃町楠原久保垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積223㎡。

これにつきましては、受人は、公共事業の代替地として渡人から申請地を譲り受け、3台分の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区雲林院、受人 \_\_\_\_\_代表役員\_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、

申請地芸濃町雲林院浦ノ谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積136㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、\_\_\_\_\_用の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は4,383㎡、この内訳は、田が2,438㎡、畑が1,945㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。  
1番、白塚。

青木委員 5番、青木です。11日に北部委員の方と現地確認させていただきました。  
何ら問題ありませんのでよろしくお願い致します。

議長 2番、神戸。

事務局 神戸のご担当の池田委員、本日欠席されておりました、事務局のほうへ問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。  
それでは、3番、4番、黒田。

丹羽委員 13番、丹羽です。先ほど1番でご説明があった同じ隣接地で、個人用住宅用地として分家の方が家を建てるということで、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

4番、これは会長、部会長以下見に来ていただきまして、竹林化していましたが、ここへ太陽光発電設備を設置したいということで、これも何ら問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 それでは、5番、明。

杉谷委員 15番、杉谷。事務局の説明どおりで、駐車場の用地でございますので、何ら問題はないと思います。

6番、ここも駐車場用地ですので、何ら問題はございません。よろしくお願いをいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については

許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区安東、借人 \_\_\_\_\_（株）代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_外1名、申請地納所町深見 \_\_\_\_\_、台帳地目、現況地目とも田、面積913㎡外1筆 合計面積1,214㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に平成28年3月31日までの賃貸借権を設定し、申請地を \_\_\_\_\_ の仮設ヤード用地として一時転用するものです。農地区分は、農業振興地域内農用地です。

番号2、地区明合、借人（株） \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地安濃町戸島南川原 \_\_\_\_\_、台帳地目、現況地目とも田、面積3,012㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に平成28年4月30日までの賃貸借権を設定し、申請地を砂利採取用地として一時転用するものです。農地区分は、農業振興地域内農用地です。

以上件数は2件で、合計面積は田で4,226㎡でございます。

いずれの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、安東。

太田委員

2番、太田です。11日に、会長、部会長、それから事務局の方に現地確認をしていただきました。今説明がありましたとおり、 \_\_\_\_\_ の立地に伴っての排水対策として、 \_\_\_\_\_ の作業ヤード、仮設ヤードということで、一時転用ということでございます。何ら問題ございません。よろしくをお願いいたします。

議長

2番、明合。

中林委員

22番、中林。ただいまの説明どおり、 \_\_\_\_\_ の砂利採集でございます。4月までの一時転用でございます。何ら問題ございません。よろしくをお願いいたします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>



議 長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区神戸、借人 _____、貸人（亡）_____相続人代表 _____、申請地神戸大木 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積26㎡外1筆、合計面積174㎡です。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を資材置場用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。</p> <p>1番、神戸。</p>
事 務 局	<p>議長、すみません。神戸は池田委員さんのご担当で、本日欠席ということで、問題ないというご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>19ページをお願いします。</p> <p>議案第7号 非農地証明願についてでございます。</p> <p>番号1、地区雲出、願出者 _____、申請地雲出本郷町風ヶ久保 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積889㎡外6筆 合計面積2,028㎡です。</p> <p>これにつきましては、平成2年4月30日に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に建物が建築されていることが確認できます。</p> <p>このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>番号2、地区雲林院、願出者 _____、申請地芸濃町雲林院浦之谷 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積499㎡外3筆、合計面積</p>

9 1 1 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、平成4年10月28日に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は耕作放棄後20年以上が経過し、容易に農地への復元も困難な土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上件数は2件、合計面積は2, 939. 3 m<sup>2</sup>、この内訳は、田が2, 028. 3 m<sup>2</sup>、畑が911 m<sup>2</sup>でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。  
1番、雲出。

大田委員 9番、大田です。この件に関しましては、事務局の説明どおりでございます。8月11日に、守山会長、それから伊藤部会長、それから事務局長以下お二人来ていただきまして、私と現地を見せていただきました。場所、地番が幾つか分かれています、1カ所にまとまっておりましてこのような状況できたと、こういうことでございます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、2番、雲林院。

杉谷委員 15番、杉谷。願出者は\_\_\_\_\_になっておりますけれども、元は芸濃町にみえました\_\_\_\_\_でございます、事務局の説明どおり山林化しておりますので、何ら問題がないと思います。よろしくお願いをいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第7号議案については証明することに決定をいたします。

次に、別紙でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明いたします。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で24, 146 m<sup>2</sup>、畑の使用貸借で1, 404 m<sup>2</sup>、契約件数は8件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で3,033㎡、契約件数は1件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で4,487㎡、契約件数は2件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で1,262㎡、畑の賃貸借で9,323㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で5,621㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて38,549㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で10,727㎡、合計契約件数は16件、合計面積は49,276㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で2件、河芸地区、安濃地区、美里地区がそれぞれ1件で、合計5件、合計面積は12,719㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適当であると認め、市長に進達をすることにいたします。

以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第8回第1農地部会を終了させていただきます。

午前10時36分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年8月20日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_